

「ITを活用した重要事項説明等のあり方に係る検討会」の最終とりまとめをうけて実施するIT重説社会実験の概要は以下に示すとおり。



○社会実験の期間

平成27年8月31日から平成29年1月末まで

(平成27年1月末に公表された『検討会最終とりまとめ』から最大2年間)

※ 社会実験の開始後は、半年に1回程度、検証検討会を開催し、社会実験の結果を検証することとし、検証の状況によっては、社会実験の期間を短縮することとする。

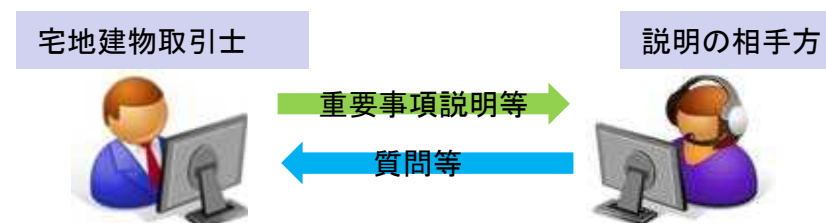
○対象とする取引

賃貸取引、法人間取引

※ 個人を含んだ売買取引については社会実験の対象外。

○社会実験において活用する情報ツール

テレビ会議等（テレビ会議やテレビ電話（スカイプなど）など、動画と音声と同時に、かつ双方向でやり取りできるシステム等一般をいう）



○事業者の登録

社会実験に参加する登録事業者は246事業者。6月中旬から国土交通省ホームページ上で募集し、必要な審査を行った上で選定し、7月末に公表したもの。

I T重説実施における流れと各段階での事業者の責務

実施前の責務

○ 同意の取得

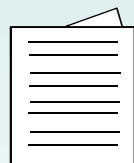
- ・ 説明の相手方
- ・ 貸主・売主

※証跡が残る方法であれば、メールでも可能。

○ IT環境の確認

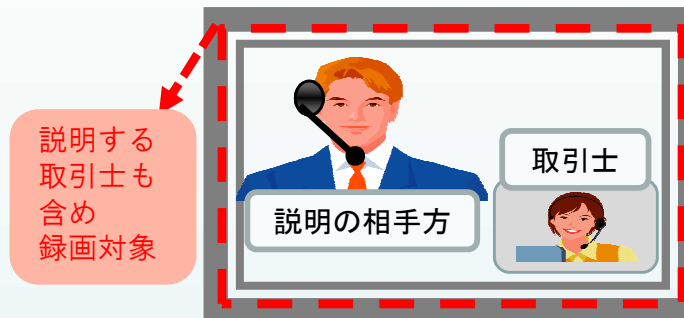
説明の相手方が利用する機器やソフトウェアがIT重説実施可能か確認。

○ 重要事項説明書の 事前送付



実施中の責務

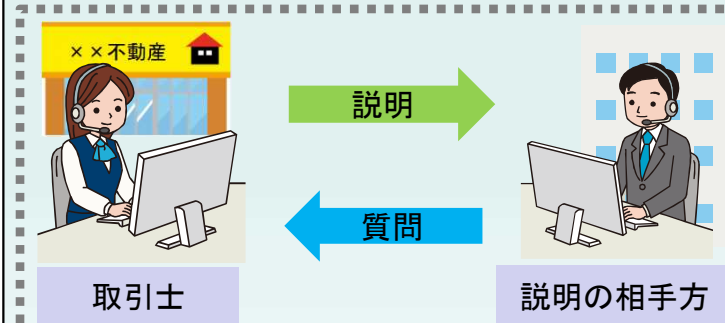
○ 録画・録音の実施



○ 宅地建物取引士証の提示

○ 説明の相手方の本人確認

○ IT重説の実施



実施後の責務

○ 情報管理

○ 実施報告

- ・ 定期報告(月次での実施回数)
- ・ 随時報告(トラブル等)

○ アンケートの回収

<重説直後>

説明の相手方、取引士

<重説から半年後>

説明の相手方、宅建業者、
貸主・売主、管理会社

○ 国土交通省等への資料 提出等の対応